

# 岐阜県公報

号外 (一) 平成二十六年三月十八日

目 次  
告 示

車両制限令第三条第一項第一号イの規定に基づく道路の指定  
車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定

(道 路 維 持 課)  
(同 )

五 一<sup>ページ</sup>

岐阜県告示第百二十七号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第一号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のとおり指定し、車両制限令第三条第一項第一号イの規定に基づく道路の指定(平成二十五年岐阜県告示第二百十八号)は、平成二十六年四月一日限り廃止する。

平成二十六年三月十八日

岐阜県知事 古 田 筆  
告 示  
指定する道路

国一道般	国一道般	国一道般	類の道種路	路線名	区間	指定年月日
号百五十八	号百五十七	号百五十六	郡上市白鳥町向小駄良字内打田七七三番の三地先から	岐阜市真砂町一丁目一番地先から	岐阜市高麗町大駄良字正會一四一一番の三地先まで	平成二六・四・一
同 地先まで	同 市同	同 市同	郡上市白鳥町向小駄良字元番所一一番の六地先から	市西部新所一丁目一三番地先まで	字向平一一五四番の	







岐阜県告示第百一十八号

四、一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定め、車両制限令第三条第一項第三号の規定に基づく道路の指定（平成二十五年岐阜県告示第一百十九号）は、平成二十六年四月一日限り廃止する。

類の道種路	指定年月日	間	区	路線名	国一道般	国一道般	国一道般	国一道般	国一道般
本巣市曾井中島字水門七八番地先から 同 市上真桑二二五八番一地先まで	平成二六・四・一			号百五十七	国一道般	国二百四十	国二百四十	国二百五十	国一道般
多治見市市之倉町五丁目一七二番九六地先 愛知県境から				八号	国二百四十	国二百四十	国二百五十	国二百五十	国一道般
同 市大畠町大洞一一番一地先まで					同	同	同	同	同
多治見市音羽町五丁目一七番三地先から 同 市明和町一丁目三番地先まで					同	同	同	同	同
関市明生町一丁目一番一号地先から 同 市小屋名字毘沙門一五一二番一地先まで					同	同	同	同	同
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三一四番 二地先から					同	同	同	同	同
関市山田字門田七六番一地先まで 岐阜市長良福光八六番一地先から					同	同	同	同	同
同 市岩崎一丁目一五番一二地先まで 中津川市駒場字後洞一四八五番一地先から					同	同	同	同	同
恵那市長島町正家字鍋山一一番一五二地先から 同 市長島町中野字石田八番四地先まで					同	同	同	同	同

県道	国一般	国一般	国一般	国一般
南岐 濃阜 線	号四百十八	号四百十七	五百六十 号三百六十	三三百六十
から 瑞浪市陶町猿爪字井ノ平六六七番三地先まで 不破郡関ヶ原町大字玉字夫婦岩二〇一一番一地先 滋賀県境から	大垣市上石津町打上字渡瀬一〇一七番五地 大垣市中野町二丁目七〇番地先から 同市池尻町一二〇七番一地先まで 大垣市赤坂町二二〇一一番地先から	大垣市武並町竹折字向流一七〇〇番一地先 同市広見一六四八番七地先から 同市栄町三丁目七番一地先まで 恵那市武並町竹折字向流一七〇〇番一地先 ○地先まで	揖斐郡揖斐川町三輪字下吹元五三四番一地 揖斐郡揖斐川町三輪字下吹元五三四番一地 先まで	土岐市鶴里町柿野字塩平一六五七番一地先 から 瑞浪市陶町猿爪字井ノ平六六七番三地先まで 不破郡関ヶ原町大字玉字夫婦岩二〇一一番一地先 滋賀県境から
同 同	同 同 同	同 同 同	同 同 同	同 同 同

県道	県道	県道	県道	県道	県道
多北 度方 線	大瑞 野瀬 浪線	一大 富垣 線	関江 南線	稻岐 沢阜 線	南津 濃島 線
同 市同 上三重県境まで	瑞浪市上真桑二二五八番一地先から 瑞穂市穂積字中原一六四三番一地先まで	瑞浪市土岐町字澤跨六九七二番一地先から 同市陶町大川字十三塚八八八番三地先まで	羽島市竹鼻町飯柄字西野間二三一一番一地先 同市正木町新井地内濃尾大橋上 愛知県 境まで	岐阜市西川手三丁目一一番地先から 羽島郡笠松町田代官有無番地先木曾川橋上 各務原市前渡東町官有無番地先愛岐大橋上 愛知県境から	海津市海津町馬自字西方四一四番一地先から 市南濃町駒野字長切三〇九番一地先まで 海津市海津町馬自字西方四一四番一地先から 市海津町鹿野字西繩一一七〇番一地先まで
同 同	同 同	同 同	同 同	同 同	同 同

| 県道   |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 恵多<br>那<br>見<br>線  | 関南<br>ヶ<br>原<br>濃<br>線   | 岐<br>ヶ<br>原<br>阜<br>線  | 大垣環状   | 垂岐<br>井阜線  | 養羽<br>老島線  | 安八郡輪之内町里字中之池二二八番一地<br>先から<br>大垣市横曾根四丁目七五番一地先まで   | 大垣市六条大溝一丁目一六番一〇地先から<br>同 市柳津町上佐波西五丁目一番地先まで   |
| 同<br>地<br>先<br>ま<br>で  | 同<br>か<br>ら  | 同<br>ま<br>で  | 同<br>ま<br>で  | 同<br>ま<br>で  | 同<br>ま<br>で  | 岐阜市墨俣町墨俣字下町官有無番地先(八<br>四番四)から<br>大垣市墨俣町墨俣字下町官有無番地先(八<br>四番四)から                         | 同 市旭町一丁目九番一地先まで<br>大垣市小野一丁目二二番一地先から<br>同 市桧町字堀之内一五三番地先まで                               |
| 同<br>市<br>長<br>島<br>町<br>中<br>野<br>字<br>阿<br>弥<br>陀<br>外<br>戸<br>七<br>六<br>一<br>番<br>一 |

県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道	県道
善 師 見 線	鵜芋 沼島 線	美岐 濃阜 線	三川 輪島 線	大巣岐 野南阜 線	可土 児岐 線	白多治 見川線	本關 巣線	岐阜環状 線	白惠 川那線
多 治 見 野 線	同 で 同 市 松 坂 町 三 丁 自 五 番 一	同 市 同 市 三 輪 宮 前 一 〇 八 番 一 地 先 ま で	同 市 三 輪 宮 前 一 〇 八 番 一 地 先 ま で	岐阜市三輪宮前一〇八番一地先から 岐阜市春近古市場南一三八番一地先から	瑞穂市馬場春雨町一丁目三三二番地先まで 岐阜市鏡島精華一丁目二七七一番四地先から	多治見市明和町一丁目三番地先から 可児市今渡字金屋一七四七番三地先から	岐阜市敷田南一丁目一番号地先から 岐阜市大字高富字大王一二六八番一地先まで	岐阜市敷田南一丁目一番号地先から 岐阜市大字高富字大王一二六八番一地先まで	同 市 長 良 福 光 八 六 番 一 地 先 ま で
同 市 長 島 町 中 野 字 阿 弥 陀 外 戸 七 六 一 番 一	同 市 長 島 町 中 野 字 阿 弥 陀 外 戸 七 六 一 番 一	同 市 同 市 三 輪 宮 前 一 〇 八 番 一 地 先 ま で	同 市 同 市 三 輪 宮 前 一 〇 八 番 一 地 先 ま で	岐阜市春近古市場南一三八番一地先から 岐阜市春近古市場南一三八番一地先から	瑞穂市馬場春雨町一丁目三三二番地先まで 岐阜市鏡島精華一丁目二七七一番四地先から	多治見市明和町一丁目三番地先から 可児市今渡字金屋一七四七番三地先から	岐阜市敷田南一丁目一番号地先から 岐阜市大字高富字大王一二六八番一地先まで	岐阜市敷田南一丁目一番号地先から 岐阜市大字高富字大王一二六八番一地先まで	同 市 長 良 福 光 八 六 番 一 地 先 ま で
同 市 松 坂 町 三 丁 自 五 番 一 地 先 ま で	同 市 鵜 沼 島 線	同 市 同 市 三 輪 宮 前 一 〇 八 番 一 地 先 ま で	同 市 同 市 三 輪 宮 前 一 〇 八 番 一 地 先 ま で	岐阜市春近古市場南一三八番一地先から 岐阜市春近古市場南一三八番一地先から	瑞穂市馬場春雨町一丁目三三二番地先まで 岐阜市鏡島精華一丁目二七七一番四地先から	多治見市明和町一丁目三番地先から 可児市今渡字金屋一七四七番三地先から	岐阜市敷田南一丁目一番号地先から 岐阜市大字高富字大王一二六八番一地先まで	岐阜市敷田南一丁目一番号地先から 岐阜市大字高富字大王一二六八番一地先まで	同 市 長 良 福 光 八 六 番 一 地 先 ま で



県道 武岐並 多治見線	瑞浪市小田町一丁目三番地先から 同 市和合町一丁目一番地先まで	同
-------------------	------------------------------------	---

**二 通行方法**

一の道路を通行する高さが二・八メートルを超える・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならぬ。

**1 走行位置の指定**

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

**2 後方警戒措置**

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・一三メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・一三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げるのこと。

**3 道路情報の収集**

道路の状況は、工事の実施状況等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

平成二十六年三月十八日発行

発 行 所 者

岐 阜 県  
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三  
一 岐阜文芸社